

6/24
2022

平成22年6月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(行コ)第55号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

(原審・名古屋地方裁判所平成19年(行ウ)第94号)

口頭弁論終結日 平成22年3月18日

判 決

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	千 葉 景 子
処 分 行 政 庁	小 牧 税 務 署 長
	山 田 政 尋
同 指 定 代 理 人	川 山 泰 弘
同	上 田 正 勝
同	米 村 忠 司
同	近 田 真 佐 志
同	竹 内 寛 和

愛知県

被控訴人(1審原告)	
同訴訟代理人弁護士	浅 井 岩 根
同	鋤 柄 司
同	加 藤 了 嗣

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、商品取引員である三晃商事株式会社（以下「三晃商事」という。）に委託して行った商品先物取引に関し三晃商事から受け取った和解金457万0455円（以下「本件和解金」という。）を所得に計上せず平成15年分の所得税の確定申告を行ったところ、処分行政庁から平成18年2月10日付けで本件和解金を雑所得として計上することなどを内容とする更正処分（以下「本件更正処分」という。）及びこれに伴う過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）を受けたことから、本件更正処分のうち納付すべき税額84万4100円（本件和解金に係る雑所得を除いて算出した税額）を超える部分及び本件賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張（控訴人が主張する税額の計算根拠も含む。）は、以下のとおり、原判決を付加訂正するほか、原判決「第2 事案の概要」欄の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、本件で引用する所得税法及び所得税法施行令の主な条項は、原判決別紙1記載のとおりである。

3 原判決の付加訂正

- (1) 原判決5頁16行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「このように、被控訴人は、次第に複雑かつ投機性の高い取引を自ら進んで行っており、複雑性や投機性が高い取引になるに従い被控訴人の損失が

